

特定非営利活動法人宮崎県民オンブズマン
理 事 長 福田 昇 様
県北支部所長 黒木 紹光 様

令和2年9月18日付でいただいた質問状について、知事本人が読ませていただき、対応についての指示がありましたので、担当部局よりお答えします。

まず、質問①(1)～(5)及び②～④について、税務課よりお答えします。

不正軽油製造使用に関する御質問ですが、個別の事案につきましては、お答えすることができません。

不正軽油の製造・販売・使用に関する情報提供があった場合は、調査を行うなど、適切に対応しております。

調査等により不正軽油の製造・販売・使用の事実を確認した場合は、適正な課税を行うとともに、場合によっては、告発や処分を行うこととなります。

なお、令和2年9月2日付で黒木紹光様から県知事宛てにいただきました「要請書」第2の1(2)及び(4)に記載のあります以下の県税事務所職員の行動や発言につきまして、当該職員に確認しましたが、そうした行動や発言があつたことは確認できませんでした。

【「要請書」記載事項】

- 県税事務所職員が車の中から手を振るので手を振って答えました。
- 2019年5月末、県税事務所職員2名は、知人に対して「調査は全て終わりました。いつでも踏み込む態勢はできました。この後、県警と協議して進めます。」と報告しました。
- 県税事務所職員は、太田氏に対して「大した脱税額でもないんですよ。」と説明したそうです。

県では、これまでにも不正軽油の防止・撲滅に向けた取り組みを実施しており、今後ともこれらの取り組みに対して、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、質問①(6)について、循環社会推進課よりお答えします。

産業廃棄物の不法投棄に関する御質問(「要請書」第2の1(6))ですが、県では、不法投棄に関する通報を様々な形でいただいており、その都度、現地調

査や関係者に対するヒアリング等を行い、不法投棄の事実が確認された場合には、指導等により改善を図っております。

本件につきましては、2019年5月17日に回答したとおり、青葉台造成地の現地確認及び株式会社コーソクの担当者に対するヒアリングを行い、不法投棄を推認させるような証拠が得られなかつたことも踏まえ、対応したところでありますので、御理解をいただきますようお願ひいたします。

令和2年10月1日

総務部税務課長 三井 芳朗
環境森林部循環社会推進課長 鎌島 宏三